

福井県人権施策推進審議会 議事録

1 開催日時 令和元年8月5日(月) 13:30~15:30

2 開催場所 アオッサ7階 706・707会議室

3 出席者

(1) 委員8名

藤井会長(議長)、岩崎委員、朝日委員、加藤錦霞委員、加藤まどか委員
塩野委員、河合委員、福山委員

(2) 事務局

健康福祉部副部長、福井県人権施策推進本部幹事(16名)、地域福祉課人権室

4 審議の主な内容

(1) 福井県人権施策基本方針の時点修正について

・事務局説明

〈以下、(1)福井県人権施策基本方針の時点修正についての議事録〉

(委員)

・同和問題の件で、インターネット等のモニタリングについて、具体的にどのようにしているのかということと、書込み内容の中で、ここまではOKとか駄目とかの基準はあるのか。

(事務局)

・まず、モニタリングのことですが、この取組みについては、現在国の方(法務省)で、不適切な情報が流れた場合には都道府県の方から削除要請するという形で対応してきたが、個人情報とかすべての対象者に影響がある情報とかでないと、これまでは対応しきれていなかった。具体的に言うと、この地区は同和地区であるようなことが分かるようにして、見る人が見れば分かる写真等を付けて街角風景をネット上に掲載する。また、部落地名総鑑について、鳥取ループがその電子情報を掲載するとかして、他県の人などは分からないが、そこに住んでいる人なら分かる。例えば企業担当者なら分かるなど、画面全体でそのような地区だと分かる情報が流れていれば問題があるとして、月1回モニタリングしている。具体的には「同和」とか「部落」とかを検索し、従来からそういう情報が流れているというサイトを中心に点検する。見付けたら法務局に削除依頼の申請をしている。また、メルカリに地名のデータが入った書物が出品され、ネットオークションサイトのメルカリ

に対し出品しないでほしいと伝え、取り下げてもらったことがある。比較的大手のサイトは取り下げられるところはある。ただ、鳥取ループのような確信犯については、法務局に削除要請を行っており、まずチェック、点検するということを、今行っている。ただ、現状は海外プロバイダーを使っている場合があり、削除しきれていない。

(委員)

・P34の「刑を終えて出所した人への支援」について説明頂いた。刑を終えて出所した人への保健医療や、福祉サービスを民間団体と一緒に支援することで社会的に孤立することなく、再び社会の一員として受け入れる。そういった内容になっている。これを拝見して、ここの中で、生活困窮者の方にも同じような支援が必要でないか。例えば生活保護を受給されている方は様々な事情の中で孤立していて、働いて、生活保護から自立していきたくとも、中々すぐに就労することは難しい。同じように民間と連携しながら対応していくと良いのではないか。市町においても様々な自立支援のプログラムをされていると思うが、これまで、様々な人権の中にもそういう方のことは入っていなかった。そういう就労支援についても、支援や配慮しながら中間的就労ということもありますが、中高年で長期間引きこもりをされている人、働かない若者の方、その中にも就労しようとされている方がいると思うので、結構、重要なところだと思う。様々な人権を巡る問題の中に、「生活困窮者等への支援」というような項目を入れていただき、就労支援も計画の中に上げていただいてもいいのではないか。

(事務局)

・「刑を終えた人への支援」ですが、まず再犯を防止するというのは分かるが、犯罪者を支援するのではないかとすると説明しづらい。目的は、刑を終えて出所されても仕事に就けない、サービスを受けられないと再犯に繋がる。特にその中でも高齢者の再犯率が高くなっている。全国で5割、本県で4割ちょっとの再犯率になっており、何とかしなくてはならないと取り組んでいる。現実問題としては、そういう人達は生活困窮者にもなっている。障がい者も高齢者もいる。だから、生活保護の対象者とも重なる人もいる。安全安心な社会を創るため、再犯を押さえ、そのためにこういう人たちの人権も理解していただくということで、ここに記載している。

ただ、それで言うならば生活保護の方はどうなのかとの疑問もあるが、こういう方については、人権の問題という事で、今までは、そういう人たちへの差別への支援はなかった。ただ、生活保護とか福祉的なサービスはきちんとしており、就労支援や学習支援もしているので、人権の切り口でどういう取り組みができるのかを今後考えていく必要がある。関連があるのは間違いないと思っている。

(委員)

・ヨーロッパでは社会的に孤立してしまっていて、色々な繋がりが失われている人に対して、社会の中に居場所見つけて、そういった形で支援していくことが地域としては必要である。地域によっては、就労支援においても、ボランティア的な就労支援により、その方の得意なところを認めてもらい、褒めていただいてピックアップして、その人に自己肯定感や自尊心を回復して、段階的に生活保護から脱していくようなプログラムがいろいろな地域で組まれている。もし基本方針の中に取り入れられるようであれば取り入れてほしい。

(事務局)

・生活保護とか貧困を直接助けるという意味ではなく、社会的孤立により人権が侵害されないか、人権的な側面から社会的孤立が問題なので、何とかしてほしいとの意味で提案されたと思う。

(会長)

・公的な扶助を受けている人が税金で恩恵を受けているみたいに言う人がいる。これも偏見の一つである。「被災者の人権」の中でもある。様々な人権をめぐる問題の中に適切な文言を記載してはどうか。

その点を委員会から事務局に申し上げておく。

(会長)

・欠席されている議員からの意見について回答を願う。

(事務局)

・重久委員からの質問で、P20「家族がみんなで家事・育児を楽しむ」生活スタイルの推進は、どのように対応していくのか、具体的にどの質問でした。

・平成29年度からだが、共家事を推進している。具体的には奨励金10万円を用意して、百貨店、スーパーマーケット、家電量販店においてチラシ等に共家事のことを記載していただき、ご夫婦で来られたときにはポイントを付加するようにするとか、それぞれの店舗で工夫を凝らしたイベントを行い、共家事を推進している。

(事務局)

・重久委員からの質問で、P21、子ども【施策の基本方針】の11行目～。新しい家庭を築く若者への支援として～とありますが、少子高齢化の今、結婚はしても「子供はいらない」と言う男女がいて、別居している夫婦(特に夫が)、がいると多数聞いている。結婚したら子供を産み協力して家庭を築いて行くと言う考えはなく、お互いの人権は無視しているのではないか? 「自由」を放縦と曲解し、嘘の発言や記事、報道、放送など人権の尊重もない。県民一人ひとりが、あらゆる機会において人権教育に参画し日常生活における

実践を通じて、少子高齢化の進展に伴い、新たに取り組むべき課題は多いと思う。との質問です。

・質問の趣旨は、市民一人ひとりが、あらゆる機会を通して人権教育に参画して欲しい。それが、少子高齢化の進展に伴って更に重要となっているとの主旨でした。

・人権室では、まだまだ人権啓発が足りないということを重久委員からご指摘いただき、改めて取り組みが必要と認識しており、取り組みとしては、県内の野球やサッカーのスポーツ団体と連携した啓発イベントや、一番大きなイベントとしては、毎年1回人権フェスティバルを開催しており、今年も10月26日に生活学習館の方で人権フェスティバルを開催すること企画を進めている。10～11月の人権セミナーも、一般への周知がなかなかできていない。今度の10月26日の人権フェスティバルでは、なるべく多くの人を集めやすい企画ということで、毎年工夫を凝らし、人を如何に集め、如何に人権のことを周知していくか、これからもそういう方向性で取組んでいきたいと思っている。

・P21【施策の基本方針】下から3行目、「新しい家庭を築く若者への支援として、結婚を望む男女が出会い交流するための機会を提供するなど結婚対策の充実や、若者が社会に自立できるよう、就業教育や就業体験、就業支援に取り組めます。」ここの記載方法については、検討させていただく。

(会長)

・ある政治家が、「女は子供を産む機械だ」と言って失職した。また、ある政治家は、「結婚したら子どもを3人につくって欲しい」と、作るべきだと言いだだったので問題になった。こちらは、祖父としての願望を言っただけとのことで、反論して何とかなった。結婚して夫婦仲良く手をつないでデパートに買い物に行き、子どもは2人以上いて、出来れば1人は女性で、との書き方に取れるとの心配だと思う。私もそのような感じがする文章と思った。ここは表現を工夫していただきたい。

(2) 福井県人権施策実施状況について

・事務局説明

〈以下、(2) 令和元年度 福井県人権施策実施状況についての議事録〉

(委員)

・障がい者とか高齢者の方の住むところが意外によくはない現状となっている。例えばP2、31番「サービス付き高齢者向け住宅普及促進事業」があるが、お金がある人は入居できるが、ない人は入居できない状態だ。逆にP5、73番「県営住宅高齢者向け改善事業」があるが、お金がない人は自宅とか県住の改修にお金をかけるなど住宅と利用者側とのマッチングが今一であって、例えば生活保護受給者は無料定額で入居できるとかあるが、い

ざグループホームで住むとなると、スプリンクラーなどが必要となる。建てるのにお金がかかり、借りるにもなかなか貸してくれない。地域老人ホームのような設計だと入り易いと思っており、豪邸でなくてある程度の6畳～10畳の間で住み易い住宅を提供している事業があれば教えて欲しい。

(事務局)

・高齢者の住居については、サービス付き高齢者向け住宅整備の補助をさせていただいている。加えて介護保険等において特別養護老人ホームやグループホームに関しても県市町で必要数の計画を策定し、県からも施設整備の補助をしている。それから、ご自宅に戻る場合でも、高齢で介護の必要な方には、介護保険でバリアフリー化等の支援をしており、介護保険で対応しきれない場合は県独自で改修の補助を行うなど、様々な高齢者に向け、様々な対応をさせていただいている。

(事務局)

・障がいのある方の居住について、社会で自立して生活したいと言う方が、十分な収入がない状況でどうしていくのか、そういう難しさがある。こういうことをいろいろ考えながら今後検討していきたい。

(委員)

・今、福井市の自立支援協議会で住むところについてアンケート調査をしたところ、精神のグループホームは回転率が速くてどんどん出ていくが、知的障がいのグループホームはピタッとそこで止まっていて、造ったらすぐに埋まる状態で、逆に家賃補助があるせいかもしれないが、施設は出てもグループホームからは出ない。福井県独自で、グループホームと同じくらいの家賃補助が一般賃貸住宅に対してもあれば出ていくのかなど。生活保護も一緒に、働いてもなかなか生活保護対象から外れない。何か歯がゆい。県で全国に先駆けてそういうのができたらなと思っている。

(事務局)

・知的障がい者がグループホームからなかなか自立していかないことに対し、また考えていきたい。

(委員)

・単純な質問だが、福井県人権施策基本方針には女性はあるが男性がない。男性がないということをどのように考えているのか。男性には人権問題はないと考えているのか。
・実施状況P8、52番「保育士等お仕事サポート事業」についてだが、資格の無い方が保育所で働いて、もし事故を起こした場合の説明責任についてどう考えているのか。待機

保育士はたくさんいるが、なかなか現場に戻ってこない。私の職場でもなかなか有資格者が見付けづらい現状になってきている。

(事務局)

・男性の人権については、人権施策基本方針P17の様々な人権をめぐる問題で、個別に検討する必要に至っていない人権を取り扱っている。男性についても考えなければいけないと思うが、政策的に取り組む位置づけになっていない。今後、人権をめぐる状況が変わることもあり、その中で置づけが変わって行くと考えている。

(事務局)

・保育士サポート事業について、事業は、保育士さんの現場は人手不足で、業務が多く辞められる方も出ている。今回の補助対象とするのは、保育士の基準を満たした上で、保育士さんの補助がいることで安心して仕事ができる。そういうところに補助する制度である。そもそも資格を持っている潜在保育士さんが県内にも相当数いるので、その方達に、現場に戻る支援は、これとは別にしている。10月以降には保育士専門の人材センターを創るということも6月補正予算で計上したので、潜在保育士さんには戻ってきて欲しいし、今、働いている人にも長く勤めて欲しい。さらには将来、保育士をみざす新しい人々にも魅力を持ってできるようにしていきたい。そういうことを併せて進めていきたい。

(事務局)

・人権課題については、国の方で定めた人権課題が17個ある。これを県としては勘案しており、この中で現状では男性の人権が入っていない。ただ先程申し上げたように今後人権課題は変わると思うので、それに応じた対応をしていきたい。

(委員)

・男性の人権は入っていないとの話があったが、男性とも女性とも言い切れないLGBT、基本方針のP17に記載があるが、この人たちは例えば性別を就職の時に聞かれて、ものすごい抵抗感を感じている。男だ、女だ、でなく、人としての人権ということで、将来的には男性女性も外していく流れと感じている。LGBT、性的マイノリティと言うが、アルファベットQで表される、全く性には興味が無いという人も含め、最近LGBTQとの言い方をされているので、性的な、あるいは生殖活動も取り払った人権というものを考えていく必要があるのではないか。

(事務局)

・県議会でもLGBTは取り上げられており、県内でも市町で採用試験受験申込書の欄に男女の記載欄をなくすなどの配慮をしている。今後、岩崎委員が言われたことを考えてい

なかければならないが、まず県とか市町の公務員研修にLGBTのことを入れている。また、一般の人を対象にした人権研修会には、LGBTや拉致も入れている。今、一番言っているのは、理解をして欲しい、学んで欲しいということである。職場でも、10人に1人位はいるかもしれない。だからすべての人が学習して欲しい。また身近に居るという前提で対応して欲しい。そういうことを伝えることに力を入れている。

(委員)

・LGBTは大事な問題で研修に力を入れているということなので、ぜひ進めていただきたい。また、学校でも小学、中学校と早い段階から子ども達に伝えて欲しい。とても、そういう子は困難を抱えているので、先生はじめ子ども達にも、そういうことを理解してあげる。今のジェンダー社会では、男性と女性が居て異性愛のみが正しくて、それ以外の人には、おかしい、差別されて当然みたいな考え方があると思う。男性が上で女性が下で、男性が支配して女性が支配されるものという考え方が現状ではまだ残っている。それも時代によって変わってくるが、そのような考え方が、LGBTへの差別にも繋がっていると思うので、現段階では「女性」という項目があってもいいのではないかなと思う。

(委員)

・実施状況P5、86番、女性の防犯力を向上するとなっているが、これは、どのように向上を促進するのか。予算は昨年より減っているが、どんなふうに具体的にしていくのか。

・次に、P7、27番が、恐竜博物館ができてから、この前、2度目に行ったけれど大変な賑わいであった。福井が全国に情報を発信できて良かったと思ったので、さらに進めてほしい。行って思ったのは、いろんな施設が集中し、レストランもあり、素晴らしい施設だった。その中に、揃いのTシャツを着た中高年の地域の人がお手伝いをしていた。とてもいい感じであった。人気におぼれずに、案内する人達への教育も充実していかなければならないと思った。

・次に、P7、33番の、交通安全のことだが、交通事故対策が入っていないがP14、22番に反射材のことが書いてあり、県として反射材普及のキャンペーンをして支援、協力していくという意味だと思う。P7の33番には、幼児と出ているので、防犯として子ども達に防犯ブザーを持たせる運動も続けていくといいと思う。

・次に、P9、64番のこども救急センターのことだが、ずいぶん前にもお話したが、子供が急患になった時に赤十字も県立病院もみんな、「そういう協定になっているのでここに行つて」と言われる。今もそのような運用で、急患に対してきちんと対応できているか尋ねる。

・次に、P14、高齢者の人権ことですが、40～50代の中間管理職層が、高齢者に対し人を小馬鹿にしたような態度をすることが多いと感じる。あらゆる機会を通してあったけど、もっと会社の中で高齢者に対する心配りをして欲しい。

(事務局)

・女性の防犯力の向上を促進する女性の安全・安心サポート事業は、去年は女子大学生向けに住まいで気を付けるにはどうしたらよいかという「防犯力診断シート」を配布した。また、女性向けの「安心安全メールマガジン」を発信しており、今年は若い女性が利用しているツイッターを通して不審者情報を配信し女性の防犯力向上に努めている。

・2点目の反射材の配布については、毎年、福井県交通安全母の会連合会による、イベント会場等に行って反射材貼付活動を行っている。去年は全公民館に反射材を配布し、訪れる住民に自由に持って帰れるよう配置した。

・3点目の防犯ブザーの関連だが、平成29年度から子どもの安全ということで、夕方見守り運動の推進ということで、夕方に水やりとか掃除をするなどをして地域で子どもを見守っていただく活動を行っています。

(事務局)

・子供と女性の安全対策事業で、女性の防犯力向上ですが、レディースガードリーダーという事業をしており、商工会議所の協力を得て、女性職員を育成して、女性に対する相談、街頭犯罪被害に遭わないための訓練、女性を守るための情報発信、経営者に対する女性職員を守る意見具申などを県内各地で行っています。

また、委員から、新入学児童への防犯ブザー配付事業の予算措置状況についても質問がありました。同事業については、以前は、予算を組んで、FM福井と一緒に実施していましたが、今ではFM福井が独自で実施しています。

(事務局)

・高齢者への人権教育を職場でもとの話ですが、これからの取組みとして高齢者に対する認知症サポーターの研修をしていきたい。福井県は、認知症サポーターは全国でも2番目に多いが、6月にできた国の大綱も踏まえ、これからは職域でも増やしていく。企業の研修の機会を通して認知症サポーター養成研修を行うよう、職場への働きかけをしていきたい。

(委員)

・P10、89番、スクールカウンセラー配置事業だが、生徒から見るとカウンセラーの先生と相性が合う場合と合わない場合がある。生徒がカウンセラーに会いたくないとか、嫌いとか言われることがある。生徒が、カウンセラーを選べるような環境がもしできたら凄く良いかなと思う。カウンセラーは、人の心を癒してくれたり、人の話を聞いてくれたりする。自分の感情とかを入れずに接するのが望ましいが、入る場合もある。生徒にとって、相性が色々あるのが現実だ。そこが気になった。改善出来たらと思う。

・ もう一つ、P 18、外国人の人権だが、このページを見ると、福井県は浙江省との繋がりが深い。この中で技術研究員を受け入れる事業は10年以上続いているが、浙江省も今は発展しており、この事業はこれからも続けるのか。あと、浙江省以外と交流する予定はないのか。近年、ベトナムからの留学生や研修生が増えている。ベトナム人に対しどのような事業をしているのか。

・ P 18、4番、研修生の派遣事業だが、毎年3名だが確か半年だったと思う。中国語の勉強をするなら、半年より1年の方がいいと思う。

・ P 18、3番、各国大使招聘事業だが、これは具体的に何をするのか。

(事務局)

・ 年々小中学生の不登校が増えており、今年度はスクールカウンセラーを小中で92名配置している。毎年、学校を調査して配置を変えている。もちろん生徒と関係が深ければ、同じ学校に配置している。

(事務局)

・ 浙江省からの技術研修生への受け入れは20数年来事業を継続している。今年も8月1日に2人福井に来て、1人は医者の子どもさんで福井大学に在学、もう1人は観光コーディネーターでJTBにお願いして、9か月間福井で実習を行う予定である。これは、浙江省との関係でこういう交流を続けていくことにしているので、今後も継続していきたい。

・ ベトナム人の方は、昨年は2,000人以上の方が福井で働いたり学んだりしている。ベトナムとの名称の事業名はないが、新たな地域事業で外国人への相談窓口を設けている。P 18、18番がそうで、県の国際交流会館とか敦賀国際交流会館ケアセンター、新たに越前市役所の方でも設けて、外国人の方を対象に行政・法律相談など充実する予定であり、越前市ではベトナム語の通訳の方も常時配属し行政相談、教育相談などベトナム人のケアも行っている。また、同ページ20番の外国人が暮らしやすい環境づくり事業では、市町の方々と相談しながらまた、日本人のボランティアの方々も含め対応している。

・ 中国、浙江省への留学生の派遣だが、浙江大学とも話をし、基本的には半年間のコースを設けていただき、基礎的な中国語を学んでいただく、そういうコースを県でサポートする。あとは自分で学んでいただくことを期待している。

・ 各国大使の招聘だが、これは国レベルの大使、あるいは総領事、例えば中国では、東京都の方に中国大使、大阪、名古屋に総領事がおられる。そういう方がこちらの方面に来る機会を捉えて、知事と面会したり、現地の方と交流したり、そのための予算として計上している。

(委員)

・ 国際交流協会とは、関係ないのか

(事務局)

・協会が関係する場合は、別途、こちらの方で各団体と相談協議しながら適宜協力させていただく。

(会長)

・浙江省以外と交流する予定はないのかとの意見もあったが。

(事務局)

・中国で友好提携を結んでいるのは浙江省で、友好交流だと浙江省が中心になる。それ以外だと、経済交流ということで、例えば香港や北京はビジネスということで、ビジネスパートナーとしての企業を支援する事業は一部行っているが、基本的に友好関係では浙江省になっている。

(会長)

・先程の朝日委員の質問で、P9、64番、こども急患センター運営事業について、回答がなかったと思うが、どうか。

(事務局)

・先程の質問については、担当課がないので確認させていただき後日回答したい。

(委員)

・県外で見守り隊のおじさんが、見守るはずの子供を殺した事件があった。私の周りで、小学校から歩いて3分のところに住んでいる人で小学生の子供がおり、「何が一番心配かという、学校を出てから家に帰るまでの3分間が心配だ。」と言う。防犯教育を受ける子供の年齢をもっと下げて、知らない人に付いていけないということから始まって、県内すべてとは言わないが、市町でもいいが、もっとそういう視点があってもいいのではと思う。

(事務局)

・確かに学校を出てから家までの短時間でも危険はある。いろいろな機会を通じて、護身術とか親子に対しいろんな指導もしたことがある。子供見守りということで、付き添ってもらおうボランティアも広めていきたいと思っている。また、子ども達に対する自主防犯力を高めることもしていきたい。

(委員)

・P16、34番、障害者就労支援事業で、私は就労支援をしているが新しい仕事の中々

ない。こういう事業があるというのは、どこに行けば教えていただけるのかアドバイスが欲しい。

・ P 1 6、3 9 番を見ると、障がい者就労支援事業と担当課が異なり、労働政策課なので、同じことをしているのか分からないが、適切な会社を開拓して就労に繋げるような事業に見えるが、予算も付いているが、私は利用したことがない。知的障がい者向けなのか、身体障がい者向けなのかも知ると思うが、福井市で雇用調整員を雇っているの、それとは違うのか。事業所をやっているけれどあまり見たことがない事業である。

・ P 1 6、3 5 番の件だが、私は事業所で農業をされていて単発的に野菜作りをしている。単発でトマトをつくってマルシェで売るとか、しているが、それだと全然効果がない。本当の専門家に繋いで、これくらいすれば、これくらいになるよというような集中的に取り組む事業はないのか。

(事務局)

・ P 1 6、3 4 番、障害者就労支援事業についてだが、障がい者施設でいろいろな事業に取り組んでいただいているが、中々仕事がない。仕事を見つけるマッチング商談会を昨年度より開催している。これは県内に130ほどの就労施設があるが、関心のある方や県内の一般企業の方達に集まっていただいて、障がい者施設にお願いしてみませんか、また人手の確保も最近大きな課題になっているので、ビジネスマッチングをしようと、昨年度は、実際に商談が成立したのが6件ほどあり、今年度も継続し、障がい者施設の仕事を増やしていきたい。

・ P 1 6、3 5 番のセルフ商品の販売促進ということで、農業に携わっている障がい者施設は沢山あるが、それがより高く売れるかどうか、そういうノウハウが必要であり、専門のアドバイザーに定期的に年5回事業所に行っていただき、商品の開発や開発のノウハウも提供している。農林水産部門とも協力して人材の育成、支援をしている。

(事務局)

・ P 1 6、3 9 番の障がい者雇用相談員設置事業について、嶺北と嶺南に雇用相談員を配置し、予算はその方の人件費だが、県内企業で障がい者の方を雇用する相談にも対応するし、県内の事業所を回って、短期就業体験の受入企業の掘り起こしを行い、障がい者の方とマッチングもして、2週間程度の短期就労をお試し期間として受け入れてもらうことを進めている。

(委員)

・ どれくらいの雇用の実績があるのか。

(事務局)

・後日、回答します。

(委員)

・1点目は、子どもの児童虐待について、本年度、千葉県船橋市で4年生の子が虐待により亡くなるという事件が起きた時に、総合福祉相談所、児童相談所の方の行動、対応についていろいろ報道されていた。私が学校に勤めていた時も児童相談所には沢山お世話になっていた。私の学校だけでも多いのに担当者はどれだけの時間があるのかとも思い、逆にタイムリーな対応をしてもらえなかったこともあった。P11に児童虐待に関する事業がいくつかあるが、何か強化したこととかあったら教えてほしい。

・もう一つは、重久委員から「啓発」ということが出てきたが、長い間子どもの教育に携わっていると、子どもに人権教育とか行うが、その後ろには大人がいて、先程再犯防止の話もあったが、「〇〇の家には遊びに行ったらダメ」とか、言っているというのを聞いたことがある。やはり一般の人たちにあらゆる人権に関するいろいろな分野があるが、意識を啓発するのが大事だと思う。基本方針のP39にも啓発活動の推進ということで、「冊子やリーフレットの配布で啓発を推進する」とあり、いろいろ冊子を出されていて、人権センターでは置いてあったりビデオを貸し出したりするが、もっと一般の人に啓発できることはないのかと思う。人権フェアなどの催しももちろんだが、人の目につくところに、立派な冊子でなくとも、簡単に手に取れるものが、一般の方や子ども達が集まる公民館とか、目の届くようなところに置いたり、CMを流したり、常に人権意識を感じるようなものがあったら良いと思う。

(事務局)

・児童虐待の対応について、本県の児童相談所への児童虐待による昨年度の相談件数は638件で、1年前より60件ほど増えている。職員が足りないのではないかとの問題意識は国もあり、改善も行われ、強化された一番の部分は、今年度の異動で、職員を福井と敦賀併せて7名増員し、更に2022年度までに11名確保しながら対応していく。市町の方も体制を強化しており、児童虐待相談窓口は既に各市町とも設置してあるが、それだけではなく、支援体制を強化することにも取り組んでいただいております。また、警察や学校との連携も、本県は他県より進んでいると自負しているが、千葉県の事件を受けて、警察との連携の協定書も強化し、学校においても、さらに月単位で情報提供をお願いするようルールを定めた。校長先生が集まる会議等でも児童相談所の職員が出向き具体的な対応の研修をすることも始めている。職員体制だけでなく、連携を強化しながら取り組んでいきたい。

(委員)

・P2、18番、「社員ファースト企業」推進事業を新規で始めたということだが、働き方

改革が取り組まれる前は、ほぼ時間無制限に働かすことができるとの前提だった。子育てをしている社員への支援だけでなく、全ての社員を優先する社員ファースト企業、社員が一番求めている企業がそうであるということで、画期的な事業と思った。こういう企業が、どのような働き方改革をしているのか、そのような情報も出して頂いて事業を進めていただきたい。

・もう一つは、社員ファーストの社員の中には、パートとかアルバイトとか非正規の社員さんも含まれているといいなと思っている。やはり非正規社員への待遇改善はまだまだである。例えば、アルバイトで朝から晩まで働いていても休憩が殆んど無いとか、時間外に働いても給与がなかったとか、勤務を休もうと思っても「代替りの人が見つからなければ休ませんよ」と言われたとか、急に休みの日にシフトを入れられたとかで、企業側の取り組みはまだまだ改善していかなければいけないところが大きいのではないかと。これは直接的には、労働局や労働基準監督の仕事だと思うのですが、県でもきちんと企業に対し啓発、研修して欲しい。

(事務局)

・「社員ファースト企業」推進事業については、今年度の6月補正で事業化された新たな事業で、県内企業に広く、例えば離職率とか、障がい者雇用率とか、両立支援の取り組みとか、学び直しを含めた社員教育的な取り組みとか、これらについて幅広く調査し、優れた取り組みを行っている企業に対し認定を行い、その取り組みをホームページ上で広く情報配信し、取り組みを広げようとするものである。非正規雇用の方への取り組みに関しても、調査項目を課内で検討中だが、ご意見を踏まえて検討させていただきたい。

(3) その他

〈以下、(3)その他についての議事録〉

(事務局)

・これまでの議論でいくつかいただいた質問、修正箇所については、関係課と協議等し委員の皆様にご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。